

しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会

ニュース 第2号 2021年1月



市民の常識を結集しよう！ ＝1・15「報告集会」に22名が参加＝

昨年9月24日、2名の職員が法人と3名の管理者を相手に提訴した「しのぶ福祉会のパワハラ裁判」は、11月17日の第1回口頭弁論に続いて、1月15日には第2回口頭弁論が開かれる予定でした。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、首都圏などに緊急事態宣言が出されたことから、被告側弁護士（東京）の出席ができなくなり、裁判は急きょ非公開の「弁論準備手続き（被告弁護士は電話参加）」に切り替えられました。

支援する会への加入進む

福島市民会館で開催された「報告集会」には、国民救援会や建交労、農協労連、生協労連、年金者組合、JMIYU、県労連、医労連などから22名の支援者がかけつけました。

共同代表の斎藤県労連議長は、「支援する会の役割は市民の常識を結集すること。市民の声を署名という形で届け、裁判官の良心を揺り動かし、公正な判決への勇気をあたえていこう」と述べました。また12月1日に支援する会を結成し、団体や個人での加入と署名も進んでいるが、さらに広げ盛り上げていこうと訴えました。

《被告側の反論と今後の展開について》

弁護士から説明

原告側の代理人は、雪うさぎ法律事務所の倉持弁護士と西沢弁護士で、倉持弁護士から裁判の説明がありました。

第1回口頭弁論では、相手は被告・担当弁護士とも出頭せず、具体的な反論はなく簡単に『争う』という文書が提出されました。

今回は、数日前に具体的な書面が提出され、内容を簡単に言うと、訴状に対して『言ってはいるけれども、嫌がらせや侮辱ではない』という主張です。裁判所からは、不法行為（パワハラ）があったとされる事実が多数に及ぶので、いつ誰が何をしたか表に整理し食い違いを見える形にして進めましょうとの事。また2人の精神疾患も争うと相手方は主張しているので、裁判所から労基署への資料請求を求めています。

裁判の進行については、①弁論準備手続は今回限りであること（緊急事態宣言が解除されたら、公開の法廷に戻すこと）、②弁論準備においても当事者以外に3名の傍聴を許可すること（こちら側は、代理人2名、当事者2名、その他3名の最大合計7名）の2点、条件を付して同意しました。

（ウラに続く）

(続き)

倉持弁護士は、「被告らが言った事が不法行為とされるかどうか、裁判官は一般の方々（平均人）がどのような感じ方をするかということで判断する。まさに裁判の争点になる。市民の声を社会の常識として裁判所に届けていくことがとても大切になる」と話されました。

支援者からの質問・意見など

《国民救援会・安増さん》

裁判の見通しはどのように考えていますか？

回答；倉持弁護士

一般的な地位確認の裁判では、通常1年～1年強ぐらい。しのぶ福祉会の裁判については、具体的な状況を見て、今後の進め方・中身を見ていくということになります。

《年金者組合・安齋さん》

1年半前に環境サービスの裁判で復職を実現したゴールデンコンビの弁護士（倉持弁護士・西沢弁護士）が今回もついている。ぜひ復職を実現できるよう精神的に心を強くして頑張ってください。

《支援する会共同代表・国民救援会

尾形忠明さんの意見と、閉会あいさつ》

市役所の社会福祉課など指導機関への要請行動も検討してはどうでしょうか。利用者の家族や地域へ広げることも大事ですね。（法人の役員・職員、利用者・家族へ、ニュース送付や署名をお願いするなどの活動は、タイミングを見ながら進めます）福祉の職場でパワハラがあるということは信じられないこと。原告が服薬・通院しながら裁判を起こすのは大変な決断だと思います。職場に戻る為の裁判であり、皆様のご協力をお願いします。

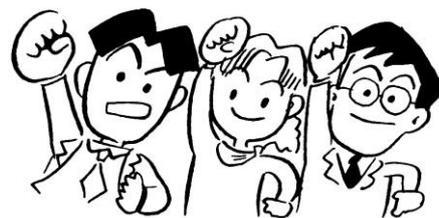
2人の原告より

《原告Sさん》

裁判は初めてのことなので、緊張してしまう。裁判を経験した方のアドバイスを受けたが、されたことや証拠など毎回毎回心をえぐられるような辛い思いをする。裁判官はやられた方の立場にたって聞いてくれない。怖いという気持ちがあるが、家族がいるから後ろには下がれない。強い姿勢で臨みたい。

《原告Kさん》

多くの団体・個人の方々のご支援ありがとうございます。今後ともどうかご支援宜しくお願いいたします。



※ 被告らのパワハラ言動については、署名用紙の文面を参照ください。さらに次号ニュースでも取り上げていきます。

○次回裁判・第2回弁論準備手続き
3月2日(火) 午前11:00～
報告集会 午前11:30～
福島市市民会館 501号室

※新型コロナの「緊急事態宣言」が解除された場合は、第2回口頭弁論（公開の法廷）が開催されます。傍聴される方は、福島地方裁判所・1階ロビーに10:45集合してください。

「弁論準備手続き」で行われる場合は、市民会館に11:30、直接お越しください。